練馬区公有財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年１１月１７日

練馬区長　　吉　　田　　健　　一

練馬区規則第１０４号

練馬区公有財産管理規則の一部を改正する規則

練馬区公有財産管理規則（昭和39年９月練馬区規則第７号）の一部をつぎのように改正する。

第６条ただし書をつぎのように改める。

ただし、部の事務または事業のために取得し、または引渡しを受けた普通財産の保管に関する事務は、当該事務または事業の用に供されている間、当該部長が行うものとする。

第７条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「行政財産の用途を廃止した場合は、」を削り、「部長は、」のつぎに「行政財産の用途を廃止した場合または前条ただし書の規定により保管する普通財産が部の事務もしくは事業の用に供されなくなった場合は、」を加え、同条ただし書中「本文」を削り、同条第２号中「短時間」を削る。

付　則

この規則は、令和８年12月１日から施行する。